

## 令和6年第3回住田町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

令和6年3月8日（金）午前10時開議

- 日程第 1 議案第10号  
住田町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第11号  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第12号  
住田町職員の高齢者部分休業に関する条例
- 日程第 4 議案第13号  
住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第14号  
住田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第26号  
住田町公民館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第27号  
住田町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第28号  
住田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第29号  
住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第30号  
東日本大震災復興基金条例を廃止する条例
- 日程第11 議案第37号  
住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

日程第 1 2 議案第 3 8 号

住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第 1 3 議案第 3 9 号

住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

日程第 1 4 議案第 3 4 号

高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関して議決を求めることについて

日程第 1 5 議案第 3 5 号

農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

日程第 1 6 議案第 3 6 号

町道路線の認定及び変更に関し議決を求めることについて

日程第 1 7 議案第 4 0 号

町営住宅建物明渡し及び町営住宅使用料相当損害金の支払いを求める訴えに係る和解に関し議決を求めることについて

日程第 1 8 議案第 1 号

令和 6 年度住田町一般会計予算（予算審査特別委員会）

日程第 1 9 議案第 2 号

令和 6 年度住田町国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会）

日程第 2 0 議案第 3 号

令和 6 年度住田町介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会）

日程第 2 1 議案第 4 号

令和 6 年度住田町後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員会）

日程第 2 2 議案第 5 号

令和 6 年度住田町簡易水道事業会計予算（予算審査特別委員会）

日程第 2 3 議案第 6 号

令和6年度住田町下水道事業会計予算（予算審査特別委員会）

日程第24 発委第1号

住田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

日程第25 住田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

日程第26 議員の派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席委員（12名）

1番	金野千津君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	瀧本正徳君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	水野正勝君	12番	佐々木春一君

欠席委員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	神田謙一君	教育長	松高正俊君
副町長	小向正悟君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	高萩政之君	企画財政課 企画係長	泉俊明君
企画財政課 財政係長	高木宏徳君	町民生活課長	鈴木絹子君
保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君	建設課長	横澤広幸君
農政課長兼 農業委員会 事務局長	菊田賢一君	林政課長	佐々木暁文君

教 育 次 長      多 田 裕 一 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長      菅 野 享 一                      係                      長      高 橋 京 美

---

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐々木春一君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（佐々木春一君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君） これで諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 議案第10号

○議長（佐々木春一君） 日程第1、議案第10号 住田町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第10号 住田町監査委員条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正に伴う改正及び所要の整備をしようとするものでございます。

それでは対照表により御説明いたします。対照表を御覧ください。

第3条及び第5条は、文言の整理であります。

第4条及び第11条は、地方自治法の一部改正に伴う適用条文の改正であります。

次に、附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで討論なしと認めます。

これから、議案第10号 住田町監査委員条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号 住田町監査委員条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第2 議案第11号

○議長（佐々木春一君） 日程第2、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

今回の条例改正は、再任用制度において適用しない基準及び支給しないとされている手当について明記しようとするものであります。

主な改正内容は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に初任給、昇格及び昇

給の基準を適用しないこと。扶養手当、寒冷地手当及び住居手当を支給しないこととするものであります。

それでは対照表により御説明いたします。対照表を御覧ください。

第24条は、定年前再任用短時間勤務職員に適用しない給与の基準及び支給しない手当を規定するものであります。

別表第1は、行政職給料表の備考、ただし書を削るものであります。

次に、附則であります。

第1項は、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項は、暫定再任用職員に適用しない給与の基準及び支給しない手当を規定するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第12号

○議長（佐々木春一君） 日程第3、議案第12号 住田町職員の高齢者部分休業に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第12号 住田町職員の高齢者部分休業に関する条例について、提案理由を御説明いたします。

今回の条例制定は、地方公務員法の改正及び職員の定年等に関する条例の改正による職員の定年の引上げ等を踏まえ、職員の加齢による諸事情への対応や、地域貢献等を目的とした高齢者部分休業制度の導入に関し、必要な事項を定めるため制定しようとするものであります。

主な内容は、60歳に達した翌年度から高齢者部分休業を取得可能とすること。休業時間は週の2分の1を超えない範囲で5分単位とし、勤務しない時間は給与を減額することでありま

ります。

それでは、議案書により御説明いたします。

1枚目を御覧ください。

第1条は、この条例の趣旨で、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定める旨を規定するものであります。

第2条第1項は、高齢者部分休業の承認の申請ができる要件及び高齢者部分休業を承認できる要件を規定。

第2項は、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分を単位とすることを規定。

第3項は、当該職員が年齢60年に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から承認できる旨を規定するものであります。

第3条は、高齢者部分休業をしている職員から申出があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができる旨を規定するものであります。

第4条は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは高齢者部分休業の承認を取消し、または休業時間を短縮することができる旨を規定するものであります。

第5条は、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき給与を減額して支給する旨を規定するものであります。

第6条は、規則への委任を規定するものであります。

次に、附則であります。2枚目を御覧ください。

第1項は、令和6年4月1日から、この条例による高齢者部分休業の承認を受けることができる職員が発生するため、令和6年4月1日を施行日として規定するものであります。

第2項は、定年が年齢65年になるまでの間における高齢者部分休業を取得できる対象者の年齢の読替えを規定するものであります。

第3項は、条例の施行日の前に高齢者部分休業の承認の申請の手続を可能とすることを規定するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 住田町職員の高齢者部分休業に関する条例を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第12号 住田町職員の高齢者部分休業に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第13号

○議長（佐々木春一君） 日程第4、議案第13号 住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第13号 住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

今回の条例改正は、中高一貫教育校設置推進委員会の廃止及び関係法令の名称、附属機関の名称を改正しようとするものであります。

それでは、対照表により御説明いたします。

対照表1ページを御覧ください。

別表の法律名を次世代育成支援対策推進法に、附属機関を地域包括支援センター運営協議会にそれぞれ改正するものであります。

2ページを御覧ください。

別表の中高一貫教育校設置推進委員会に係る附属機関、担当事務、組織、委員の構成、委員数、委員の任期、庶務の記載を全て削除するものであります。

次に、附則でございます。この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号 住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第13号 住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第14号

○議長（佐々木春一君） 日程第5、議案第14号 住田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第14号 住田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い所要の整備をしようとするものであります。

それでは対照表により御説明いたします。

対照表1ページを御覧ください。

第2条は、定義する用語に特定個人番号利用事務、利用特定個人情報を追加するものであります。

第4条は、番号法別表第2が削られたことに伴い、第2条に規定することとした用語へ置き換えるものであります。

次に、附則でございます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 住田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第14号 住田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第26号

○議長（佐々木春一君） 日程第6、議案第26号 住田町公民館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 議案第26号 住田町公民館設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、現在の有住中学校体育館と運動場を上有住地区公民館の附属施設とするものであります。同様に、大股地区公民館と、五葉地区公民館の体育館と運動場も同条例に規定するものであります。

それでは対照表により御説明をいたします。対照表を御覧ください。

第2条第2項は、五葉地区公民館の位置を、改正前の63番地から63番地1に改正するものです。

同じく第3項は、現在の有住中学校体育館及び運動場を上有住地区公民館の附属施設とするものであります。同様に大股地区公民館と、五葉地区公民館の体育館と運動場も同条例に規定するものであります。

次に、附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号 住田町公民館設置条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第26号 住田町公民館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第27号

○議長（佐々木春一君） 日程第7、議案第27号 住田町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 議案第27号 住田町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、保育所の費用の徴収に関して、町内に住所を有する児童に係る保育料を無償とするものです。

それでは対照表により御説明をいたします。対照表を御覧ください。

第4条第1項は、町内に住所を有する児童に係る保育料を無償とするものです。

同じく第2項は、改正前の第1項ただし書を第2項として規定するもので、町外に住所を有する方が町内の保育所を利用する広域入所を想定し、負担能力がないと認める場合に、保育料の全部または一部を免除することができるものとするものです。

同じく第3項は、改正前の第2項を第3項に改正するものです。

次に附則でございます。

第1項は、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

第2項は、条例第4条の規定である保育料の徴収に関して、令和5年4月1日以降に適用するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号 住田町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第27号 住田町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第28号

○議長（佐々木春一君） 日程第8、議案第28号 住田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 議案第28号 住田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、これまで内閣府の基準府令に基づき、町の状況等を踏まえて規定していた基準に関して、全て国の基準により規定するものです。

それでは対照表により説明をいたします。

対照表1ページを御覧ください。

第2条は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第3項並びに同法第46条第2項及び第3項の条例で定める基準を、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に規定する基準とするものです。

22ページを御覧ください。

第3条は、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものです。

次に附則でございます。

第1項は、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号 住田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第28号 住田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第29号

○議長（佐々木春一君） 日程第9、議案第29号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 議案第29号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、放課後児童健全育成事業により実施しております世田米学童クラブに関して、児童の安全確保の拡充を図るため、これに係る基準を制定し、所要の整備をしようとするものであります。

なお、基準については、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に準拠するものであります。

それでは対照表により説明をいたします。対照表を御覧ください。

第6条2第1項は、放課後児童健全育成事業に対して、利用者の安全確保を図るため、安全計画を策定し、計画に従い、必要な措置を講じさせるものであります。

第2項は、安全計画の職員への周知と研修及び訓練について規定したものです。

同じく第3項は、安全計画を利用者の保護者へも周知することについて規定したものです。

同じく第4項は、安全計画の定期的な見直しと変更を規定したものです。

2ページをお開きください。

第12条の2は感染症や非常災害発生時に早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じるよう努めることを規定したものです。

同じく第2項は、業務継続計画の職員への周知と研修及び訓練に努めることについて規定したものです。

同じく第3項は、業務継続計画の定期的な見直しと変更に努めることについて規定したものです。

第13条第2項は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の研修及び訓練に努めることについて規定したものです。

次に附則でございます。

第1項、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

11番、水野正勝君。

○11番（水野正勝君） このたび世田米学童クラブさんで、BCP、いわゆる業務継続計画等の策定をされた、計画を終えたということでお伺いをいたしました。この安全計画また業務継続計画の策定に当たり、特段当該学童クラブさんにおいて、どのような継続に関わる緊急時の業務継続に関わる特段計画を設けたポイントですとか、要点などどのような検討の上、計画が策定されたのか、どのように把握されているか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 今回の計画の見直しにつきましては、教育委員会、それから保護者、それから学童クラブさんで以前より協議したものでございます。

今般の計画の見直しの大きな点といたしましては、マニュアルの作成におきまして、おやつ、食事につきまして、保護者の確認の下、除去食等の持込みも、除去食というか食事の持込みも可とした等々の見直しを行いました。

それから、これは以前から行っているんですけども、地震災害発生時の避難訓練等につ

いても、新たに吟味して計画策定したものでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 水野正勝君。

○11番（水野正勝君） 学童クラブさんの運営上の有事の際への対応を準備された、計画を策定されたということであります。

そうなりますと、様々な災害ですとかいろんなことをまず想定したものとお見受けするわけではありますが、そういった中で考えていきますと、例えば発電機ですとか、またこの建物の状況に伴う設備等の転倒防止、落下防止の措置ですとか、あとは備蓄、非常食等の保管、こういったようなことも一般的なBCPの作成に伴っては、検討の材料だとか、協議の内容なのかなと考えるところでもあります。

今回の策定に当たり、今お話をさせていただきましたような事案に関して保護者のほうから検討の内容があったのか、また教育委員会のほうで相談を受けた内容があったのか、その状況を伺えればと思います。

○総務課長（山田 研君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 学童クラブに関しましては、先般の一般質問の際にもお答えいたしましたけれども、人数が年々増えております。利用人数、現在57名でおりまして、約半数の生徒が利用しております。それに伴いまして、職員の数ですとかそれから安全面に対しても非常に緊張というか、職員の方々、非常に気を張ってやっております。大変ありがとうございます。そこで保護者の方から言われておりますのは、やはり安全に過ごしたいということが一番でございますし、それに加えてできれば勉強ですとか、野外体験等もしたいなど、してほしいというふうな要望もございます。ただ一方で、この学童クラブの最優先課題といたしましては、今議員のほうから御質問がありましたとおり、有事の際の対応、それから感染症等のときの対応が非常に気を使われているところでございますので、そういったところについて保護者、それから学校、教育委員会と協議して、今般、マニュアル、それから計画を見直すところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで討論なしと認めます。

これから、議案第29号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第29号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第30号

○議長（佐々木春一君） 日程第10、議案第30号 東日本大震災復興基金条例を廃止する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

副町長、小向正悟君。

○副町長（小向正悟君） 議案第30号 東日本大震災復興基金条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

当該基金は、東日本大震災からの復旧復興に向けた事業の財源に充てるため、平成24年3月に設置した基金でございます。毎年度、財源充当事業を定め、基金から取崩しを行い、財源充当をしておりましたが、令和4年度に実施した仕事・学びの場創出事業及び応急仮設住宅解体事業をもって、基金の設置目的である復興事業が終了したことから廃止しようとするものでございます。

なお、附則として、施行日については、積立てや取崩しを含めた基金の書換え処理を出納整理期間に実施していることから、出納整理期間終了の翌日である令和6年6月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号 東日本大震災復興基金条例を廃止する条例を採決します。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第30号 東日本大震災復興基金条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第37号

○議長（佐々木春一君） 日程第11、議案第37号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第37号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、指定介護予防支援等の事業の基準を国が示す基準のとおりとするため、本条例の全部を改正しようとするものです。

議案書により御説明いたします。

第1条は趣旨を、第2条は基準を、第3条は補則を定めようとするものです。

附則は、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を採決します。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第37号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 議案第38号

○議長（佐々木春一君） 日程第12、議案第38号 住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第38号 住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、指定地域密着型サービスの事業の基準を国が示す基準のとおり定めるとともに、所要の整備をするため、本条例の全部を改正しようとするものです。

それでは議案書により御説明いたします。

第1条は趣旨を、第2条は基準を、第3条は、入所定員の数を29人以下とすること、第4条、事業の申請を法人または病床を有する診療所を開設しているもの、第5条は補則を定めようとするものです。

附則は、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号 住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第38号 住田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第39号

○議長（佐々木春一君） 日程第13、議案第39号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第39号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準を、国が示す基準のとおり定めるとともに、同事業に係る所要の整備をするため、本条例の全部を改正しようとするものです。

それでは、議案書により御説明をいたします。

第1条は趣旨を、第2条は基準を、第3条は事業の申請を法人とするもの、第4条は補則を定めようとするものです。

附則は、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を採決します。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第39号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第34号

○議長（佐々木春一君） 日程第14、議案第34号 高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関して議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第34号 高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関して議決を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

高齢者生活福祉センターは、在宅の虚弱老人等に対して、介護支援機能及び居住機能の総合的なサービスを提供するため、平成9年に開設し、居住部門デイサービスなどの事業を行っております。平成18年度より地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を選定し、指定管理者による管理を実施しているところであります。

現行の指定管理期間が令和6年3月31日に満了することから、新たに指定管理者を指定しようとするものであります。

指定管理者の公募につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、公募の結果、1者から申請がありました。指定管理者候補者選定委員会における審査において、次の理由に候補者が選定されました。設置目的に合致した管理運営を行うことが期待されること。また、これまでの活動実績のほか、事業計画についても今後も意欲的な活動が期待できるなどであります。

施設の名称は、高齢者生活福祉センター。指定管理者の住所は、岩手県気仙郡住田町世田米字川向96番地5。指定管理者の名称は、社会福祉法人住田町社会福祉協議会。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号 高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関して議決を求めることについてを採決します。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第34号 高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することに関して議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第35号

○議長（佐々木春一君） 日程第15、議案第35号 農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政課長、菊田賢一君。

○農政課長（菊田賢一君） 議案第35号 農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

農林水産物直売・食材供給施設は、農林水産物の販売の促進を図り、地域農林業の振興や、都市と農村との交流の場として、平成13年度に開業し、平成18年度から、地方自治法第

244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者により管理を実施してきたところであります。

現行の指定管理期間は令和6年3月31日に満了することから、新たに指定管理者を指定しようとするものであります。

指定管理者の公募につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき実施し、公募の結果、1者からの申請がありました。

指定管理者候補者選定委員会の審査において、施設の設置目的に合致した事業計画や、これまでに培ってきたノウハウを持っていること、また、コロナ禍の影響など、利用者が減少する中でも積極的な営業展開、新たな商品開発など、意欲的な活動に期待できることなどが評価され、選定された指定管理者候補者を指定管理者として指定しようとするものであります。

施設の名称は、農林水産物直売・食材供給施設、指定管理者候補団体は、岩手県気仙郡住田町世田米字子飼沢30番地39、住田観光開発株式会社であります。

指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号 農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを採決します。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第35号 農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を指定すること  
に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第36号

○議長（佐々木春一君） 日程第16、議案第36号 町道路線の認定及び変更に関し議決を  
求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、横澤広幸君。

○建設課長（横澤広幸君） 議案第36号 町道路線の認定及び変更に関し議決を求めること  
について、御説明いたします。

今回新たに町道認定をしようとする路線は3路線であります。

一つ目は、路線名、蔵王洞線であります。起点は住田町上有住字葉山50番1地先から終  
点は上有住字山脈地19番8地先までの延長358.4メートルの道路で、いずれも国道3  
40号に接続する道路であります。

資料1ページを御覧ください。

こちらは路線図であります。赤で示した部分が認定しようとする路線で、丸印が起点を、  
矢印が終点を表したものであります。

次に、路線名、山脈地恵蘇線であります。起点は住田町上有住字山脈地117番13地先  
から終点は住田町上有住字恵蘇39番27地先までの延長336.8メートルの道路で、い  
ずれも国道340号に接続する道路であります。

資料2ページを御覧ください。

こちらは路線図であります。赤で示した部分が認定しようとする路線で、丸印が起点を、  
矢印が終点を表したものであります。

次に、路線名、ひつわり線であります。起点は住田町上有住字櫃割99番1地先から終点  
は住田町上有住字櫃割17番5地先までの延長86.6メートルの道路で、国道340号か  
ら有住中学校に接続する道路であります。

資料3ページを御覧ください。

こちらは路線図であります。赤で示した部分が認定しようとする路線で、丸印が起点を、

矢印が終点を表したものであります。

次に、町道路線の変更しようとする路線であります。路線名、山脈地ひつわり線であります。櫃割橋の撤去に伴い、起点は住田町上有住字櫃割 1 6 番地先から終点は住田町上有住字八日町 2 2 番地先までの延長 8 5 9 メートルの道路とするものであります。

資料 4 ページを御覧ください。

こちらは路線図であります。赤で示した部分の変更しようとする路線で、青で示した部分が、既に町道として認定している路線であります。丸印が起点を、矢印が終点を表したものであります。

以上、四つの路線は、いずれも国道 3 4 0 号の道路整備事業が完了し、岩手県から移管等が行われたことから、町道として新たに 3 路線を認定及び 1 路線を変更し管理するため、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 6 号 町道路線の認定及び変更に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第 3 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第 3 6 号 町道路線の認定及び変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 17 議案第 40号

○議長（佐々木春一君） 日程第 17、議案第 40号 町営住宅建物明渡し及び町営住宅使用料相当損害金の支払いを求める訴えに係る和解に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第 40号 町営住宅建物明渡し及び町営住宅使用料相当損害金の支払いを求める訴えに係る和解に関し議決を求めることについて、御説明いたします。

今回の事案の内容は、本件町営住宅建物の入居名義人であった相手方の父が死亡しましたが、入居名義人が搬入した物品が残置されており、権限なく建物が占有されている状態がありました。そこで、当町は、入居名義人の法定相続人である相手方に対し、本件町営住宅建物の明渡し及び使用料相当損害金の支払いを求めたものでありますが、任意での明渡しを内容とする和解協議を進めたところ、令和 6 年 2 月 2 日に本件町営住宅の明渡しが行われております。その後、使用料相当損害金の額に係る譲歩を経て、相手方から和解による解決に応じる旨の申出があったものでございます。

和解の相手方は、京都府京都市左京区岡崎東福ノ川町 4 3 番地 2 9、吉田 貢氏であります。

和解の内容は、一つ目として、町は相手方に対し、本件町営住宅が令和 6 年 2 月 2 日に相手方から町に明け渡されたことを確認すること。二つ目として、相手方は町に対して、本件町営住宅の使用料相当損害金として、金 3 6 万 9, 9 3 7 円の支払い義務があることを認めること。三つ目として、相手方は町に対して、前項の金員を、令和 6 年 4 月 3 0 日限り、町の指定する銀行口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とすること。四つ目として、町は相手方に対し、その余の請求を放棄すること。五つ目として、町と相手方は、町と相手方との間には、本件に関し、本和解内容に定めるもののほか何らの債権債務関係がないことを確認すること。六つ目として、訴訟費用は各自の負担とすることでありす。

以上の 6 項目について、これを受諾することが適当と判断し、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号 町営住宅建物明渡し及び町営住宅使用料相当損害金の支払いを求める訴えに係る和解に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第40号 町営住宅建物明渡し及び町営住宅使用料相当損害金の支払いを求める訴えに係る和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（佐々木春一君） 日程第18、議案第1号 令和6年度住田町一般会計予算、日程第19、議案第2号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第20、議案第3号 令和6年度住田町介護保険特別会計予算、日程第21、議案第4号 令和6年度住田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第22、議案第5号 令和6年度住田町簡易水道事業会計予算、日程第23、議案第6号 令和6年度住田町下水道事業会計予算を一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君） 委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、荻原 勝君。

○予算審査特別委員会委員長（荻原 勝君） ただいまから、予算審査特別委員会の報告を行います。

去る2月29日、本委員会に付託されました令和6年度住田町一般会計予算各特別会計予算及び各事業会計予算の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

予算審査特別委員会は、2月29日の本会議で設置され、委員長には私、荻原 勝、副委員長には阿部祐一君が選出されました。委員会の審査結果につきましては、ただいま議会事務局長が朗読したとおりでございます。

私からは、代表的なものを申し上げます。

まず、一般会計予算についてであります。

令和6年度の一般会計予算の総額は、51億6,600万円であり、前年比1億3,100万円、2.6%の増額であります。総務費、民生費、土木費、消防費、教育費などが増額、衛生費、農林業費、商工費が減額となっております。

次に、特別会計予算についてであります。

国民健康保険特別会計予算の総額は7億171万4,000円、前年比3,991万1,000円、6.0%の増額であります。これは保険給付費の増額が主な要因であります。介護保険特別会計保険事業勘定予算の総額は9億9,816万9,000円、前年比155万7,000円、0.2%の減額であります。介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算の総額は252万8,000円、前年比29万円、13%の増額であります。後期高齢者医療特別会計予算の総額は8,667万円、前年比559万円、6.9%の増額であります。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主な要因であります。

次に、事業会計予算についてであります。

簡易水道事業会計予算の収益的収入は1億5,729万円。収益的支出は1億4,014万7,000円であります。資本的収入は、3,699万9,000円、資本的支出は、9,686万1,000円であります。下水道事業会計予算の収益的収入は、1億1,085万8,000円、収益的支出は1億529万8,000円であります。資本的収入は3,941万9,000円、資本的支出は4,903万2,000円であります。

審査における質疑及び答弁の内容については、各委員御承知のとおりであります。審査の結果は、令和6年度一般会計予算、各特別会計予算、各事業会計予算の賛成多数で原案どおり可決することを決定しました。

中学校の統合、デジタル化による業務改善、安定した介護事業の維持などにより、町の大きな課題である人口減少、少子高齢化を積極的に乗り越えていく必要があります。消防指令システムの更新、自主防災組織や避難所運営への支援などにより、災害激甚化に対し、万全の体制を整えていく必要があります。また、ふるさと納税返礼品の開発、広域連携でのインバウンド対策、滝観洞受付棟のリニューアルオープンなどが、コロナ禍明けの社会で好機をつかみ、町に大きな経済的価値をもたらすことを期待してやみません。

審査に当たられました委員、当局の皆様には感謝申し上げ、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（佐々木春一君） これから、一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで、討論を終わります。

これから、議案第1号 令和6年度住田町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 令和6年度住田町一般会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 令和6年度住田町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 令和6年度住田町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号 令和6年度住田町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 令和6年度住田町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 令和6年度住田町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号 令和6年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 令和6年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 令和6年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号 令和6年度住田町簡易水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 令和6年度住田町簡易水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 令和6年度住田町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号 令和6年度住田町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 令和6年度住田町下水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 令和6年度住田町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第24 発委第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第24、発委第1号 住田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、林崎幸正君。

○議会運営委員長（林崎幸正君） 発委第1号 住田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、御説明いたします。

今回の条例制定は、地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、町に対し請け負う議員が、当該請負の対価として、各会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため必要な事項を定めようとするものです。

それでは、内容について御説明いたします。

第1条は、本条例の目的であります。

第2条は、報告に関する事項を規定するものであります。

第3条は、報告一覧の作成方法及び公表についての規定であります。

第4条は、報告の保存期間及び報告の訂正、閲覧等についての規定であります。

第5条は、条例の施行に関し必要な事項は議長が定めることとしたものです。

附則は条例の施行日を公布の日からとし、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、発委案の提案理由といたします。

終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、発委第1号 住田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、発委第1号 住田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第25 住田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（佐々木春一君） 日程第25、住田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

ただいまお手元に配付したとおり、選挙管理委員に下有住字十文字 高橋美枝子君、世田米字竹ケ原 紺野敏郎君、世田米字田谷 大和田文雄君、上有住字天獄 熊谷公男君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を、選挙管理委員の当選人と定めることについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） したがって、ただいま指名しました高橋美枝子君、紺野敏郎君、大

和田文雄君、熊谷公男君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第一順位 世田米啜畑 佐藤鉄男君、第二順位 上有住字桧山 紺野恵子君、第三順位 世田米字川向 千田三子君、第四順位 下有住字新切 水野司君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、第一順位 佐藤鉄男君、第二順位 紺野恵子君、第三順位 千田三子君、第四順位 水野司君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

---

#### ◎日程第26 議員派遣の件

○議長（佐々木春一君） 日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました人員派遣一覧表のとおり派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣一覧表のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま議決した議員派遣の件について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

よって、本件について議員派遣に変更があった場合は、議長に一任いただくことに決定し

ました。

---

◎閉会の宣告

○議長（佐々木春一君） これで本日の日程は全部終了しました。

第3回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

